

# 半田市広告掲載審査基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、半田市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項の規定に基づき、広告媒体への広告掲載の掲載基準の細目について定めるものとする。

## (規制業種又は事業)

第2条 要綱第3条第2項で規定する規制対象となる事業等は、次のものをいう。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業と類似する業種
- (3) 消費者金融業
- (4) 社会問題を起こしている業種や事業
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業
- (7) 各種法令に違反している事業
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、業種又は事業が妥当でないと市長が認めるもの

## (規制内容)

第3条 要綱第3条第3項で規定する規制対象となる内容は、次のものをいう。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性及び宗教性のあるもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (5) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (6) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (8) 公衆に不快の念、又は危害を与えるおそれがあるもの

- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (10) 国内世論が大きく分かれているもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 市が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの
- イ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの  
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- ウ 射幸心を著しくあおる表現のもの  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- エ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集に関するもの
- オ 虚偽の内容を表示するもの
- カ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- ク 責任の所在が明確でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等（公営を除く。）を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が適切でないと市長が認めるもの

(WE Bページに関する基準)

第4条 WE Bページへの広告に関しては、WE Bページに掲載する広告だけでなく、当該広告

がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(個別の基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に市長が定めることができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。